

諮問番号：令和4年度諮問第10号

答申番号：令和4年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、別表の住民税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を納期限までに完納しなかった。
- 2 処分庁は、別表の督促状発送日の欄に掲げる日付で、審査請求人に対し、それぞれ督促状を発した。
- 3 処分庁は、令和4年3月23日、審査請求人が別表の未納税額の欄及び延滞金額の欄に掲げる金額を完納していなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第331条及び神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第17条に基づき、審査請求人が審査請求外 （以下「勤務先」という。）に対して有する債権として、令和4年4月以降の毎月の給与（各種手当を含む）のうち、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）第76条において差し押さえることができないとされている金額を控除した金額の支払請求権について、滞納処分として差し押さえ、同日付けで差押通知書を勤務先に発送するとともに、同日付け神戸行 第 号差押調書（謄本）を審査請求人に送付した（以下「本件処分」という。）。
- 4 審査請求人は、令和4年4月13日、本件処分の取消しを求める審査請求を行

った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

差押される前に、期日がある差押調書（催告書）が今回はなかった。

分割納付で以前お願いをし、支払える月と支払えない月があることを理解していたが、あまり話に応じてもらえなかった。

現担当者とは直接話ができない。

支払い額の変更をお願いできればそれでも良い。

2 審査庁

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 認定事実

処分庁から提出された収納状況照会画面の写し、市税納期一覧表、本件差押調書、年末の特別催告の書式、「市税を分割して納付される方へ」との説明書、総括表（要約版）、審査関係人の各主張によれば、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人は、平成23年度から平成31年度に課された別表記載の市県民税（以下「本件市県民税」という。）につき、同表の未納税額の欄及び延滞金額の欄に掲げる金額（以下「本件未納金」という。）を滞納していた。

イ 処分庁は、本件市県民税につき、各法定納期限を徒過した都度、審査

請求人に対して督促状を発布した。

ウ 処分庁は、本件未納金につき、審査請求人に対し、差押予告書、特別催告書、最後の催告書などを数ヶ月おきに複数回にわたって送付していた。

エ 処分庁は、直近では、令和3年12月2日に「年末の特別催告」と題する催告書を発送した（以下「本件催告書」という）。本件催告書には、「指定期日」を令和3年12月14日とし、「指定期日までに必ず納付して下さい。このままお納めにもならず、また、ご連絡もないときは、あなたの財産（給与・年金・不動産・生命保険・預貯金等）を調査し、差押処分を行います。」と記載されていた。

オ 本件催告書の送付を受けて、審査請求人は、令和3年12月13日、処分庁に架電し、一括払いは難しいとして分割納付を申し出た。審査請求人は、支払える月と支払えない月があるので、好きな時に支払えるようにしたい旨の希望を述べたが、処分庁は、それは認めず、令和3年12月から令和4年2月の3ヶ月間、月2万円の納付で様子を見ることとして、審査請求人に納付書を送付し、納付誓約書の返送を求めた。しかし、審査請求人は、納付誓約書を返送せず、分割納付も行わなかった。

カ 処分庁は、令和4年3月23日、法第331条及び条例第17条に基づき、審査請求人が勤務先に対して有する債権として、令和4年4月以降の毎月の給与（各種手当を含む）のうち、徴収法第76条において差し押さえることができないとされている金額を控除した金額の支払請求権について、本件処分を行った。

(2) 意見

ア 法は、納税者が納期限までに市町村民税を完納しない場合、市町村の徴税吏員による督促状の発送を義務付け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならないと定めている（法第331条第1項第1号）。

本件では、上記督促状の発送は、適法に行われており、本件処分は、各督促状の送付から10日を経過した後に行われており、本件処分の前提条件を満たしている。

イ 地方税の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされており（法第331条第6項等）、国税徴収法基本通達（昭和41年8月22日付け国税庁長官通達。以下「通達」という。）第47条関係の18項は、督促状を発した後6月以上を経て差押えをする場合には、あらかじめ、催告をするものとする旨が規定されている。処分庁においても、「原則、催告書を送して6ヶ月以上を経て差押えをする場合は、あらかじめ催告（差押えの予告）を行った上で差押えを行う」という通達の規定と同様の取扱いがなされている（「令和4年度市税滞納整理方針」）。

処分庁は、本件処分に先立つ令和3年12月2日に本件催告書を送し、その後、6ヶ月を経過しない令和4年3月23日に本件処分を行ったものであるから、本件処分が通達第47条関係18項の規定に抵触することもない。

ウ 以上のとおり、本件処分に違法な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件処分の前に、期日の入った「差押調書」（「催告書」を指すと解される。）が今回はなかった旨を主張しており、これは、審査請求人が、令和3年12月13日に処分庁から了承を得た月2万円の分割納付を行わなかった後、処分庁が督促を行うことなく本件処分を行ったことに対する不服を述べているものと解される。

しかしながら、分割納付は、納税の便宜を図るものであり、納期限を変更する効果を生じさせるものではない。よって、分割納付の不履行があった場合に、改めて督促を行うことは滞納処分の要件となるものではない。また、処分庁が納付誓約書の用紙を送付する際に同送した「市税を分割して納付される方へ（必ずお読みください）」と題する説明文には、「分割納付にかかる納付誓約が不履行の場合、あなたの財産を差し

押さえることとなります。」との記載があることに照らせば、審査請求人が本件において納付誓約書を提出していなかったとしても、分割納付を怠れば差押えを受けるということは、容易に知ることができたものといえる。

よって、処分庁が、分割納付の不履行の後、督促を行うことなく本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

イ 審査請求人は、処分庁が分割納付の話に応じてくれなかった旨も主張しているが、処分庁は、令和3年12月13日、審査請求人からの分割納付の申し出を受けて収入の状況等を聴取しており、余裕がある時にだけ支払う旨の審査請求人の申し出は拒否したものの、月2万円の分割納付については了承していること、その後、審査請求人は、処分庁に何らの連絡も行わず月2万円の分割納付を一度も行わなかったことなど照らせば、処分庁が審査請求人の分割納付の申し出を不当に拒否したことは窺われず、処分庁の対応に違法又は不当な点はない。

(4) 結論

以上のほか、本件処分を違法又は不当と認めるべき事情はなく、本件請求は棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和4年9月27日 第1回審議

令和4年10月26日 第2回審議

令和4年11月30日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件処分について

(1) 法第331条第1項の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合には、徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないとされており、また、条例第17条第1項の規定により、同項に該当する場合には、徴税吏

員は滞納処分に着手しなければならないとされている。地方税の趣旨・目的及び同条項の各文言から、所定の要件を充足した場合には、徴税吏員には、滞納処分をするか否かの裁量が認められないと考えるのが合理的である。

したがって、「第2 審査請求に至る経過」及び「第4 審理員意見書の要旨」2(1)に記載している各事情のもとで、処分庁が滞納処分に着手すること自体は適法であり、不当性を見出すこともできない。

- (2) 法第331条第6項の規定により、市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている。また、法第335条の規定により、市町村は、個人の市町村民税に係る滞納処分をする場合には、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて滞納処分をするものとされている。

「第2 審査請求に至る経過」及び「第4 審理員意見書の要旨」2(1)に記載している経緯のもとで行われた本件処分は、徴収法上の手続に則った適法なものであり、不当性を見出すこともできない。

- (3) 以上から、本件処分は、適法であり、また不当なものでもない。

2 審査請求人の主張の検討

審査請求人は、令和3年12月13日に処分庁から了承を得た月2万円の分割納付を行わなかった後、処分庁が督促を行うことなく本件処分を行った旨や、処分庁が分割納付の話に応じてくれなかった旨を主張しているが、分割納付の趣旨等を考慮して判断するところ、当審査会としても、審査請求人の主張に理由はない、と判断した。理由については、第4-2(3)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治

(別表)

令和4年3月22日現在

住民税の区分	通知書 番号	賦課された 税額	未納税額	延滞金額	納期限	督促状 発送日
市県民税 平成23年度第4期		43,000円	0円	20,800円	平成24年 1月31日	平成24年 3月1日
市県民税 平成24年度第1期		38,400円	0円	20,800円	平成24年 7月2日	平成24年 8月1日
市県民税 平成24年度第2期		37,000円	0円	19,400円	平成24年 8月31日	平成24年 9月28日
市県民税 平成24年度第3期		38,400円	0円	18,900円	平成24年 10月31日	平成24年 11月30日
市県民税 平成24年度第4期		37,000円	0円	18,000円	平成25年 1月31日	平成25年 3月1日
市県民税 平成26年度第1期		28,300円	0円	1,400円	平成26年 6月30日	平成26年 7月30日
市県民税 平成26年度第2期		28,000円	0円	1,200円	平成26年 9月1日	平成26年 10月1日
市県民税 平成26年度第3期		28,000円	0円	1,000円	平成26年 10月31日	平成26年 11月28日
市県民税 平成26年度第4期		28,000円	0円	5,100円	平成27年 2月2日	平成27年 3月4日
市県民税 平成27年度第1期		27,600円	0円	6,400円	平成27年 6月30日	平成27年 7月30日
市県民税 平成27年度第2期		26,000円	0円	6,500円	平成27年 8月31日	平成27年 9月30日
市県民税 平成27年度第3期		26,000円	0円	7,800円	平成27年 11月2日	平成27年 12月2日
市県民税 平成27年度第4期		26,000円	0円	8,000円	平成28年 2月1日	平成28年 3月2日
市県民税 平成28年度第1期		28,600円	0円	8,800円	平成28年 6月30日	平成28年 7月29日
市県民税 平成28年度第2期		27,000円	26,609円	法及び条例の 規定による金額	平成28年 8月31日	平成28年 9月30日
市県民税 平成28年度第3期		27,000円	27,000円	法及び条例の 規定による金額	平成28年 10月31日	平成28年 11月30日
市県民税 平成28年度第4期		27,000円	27,000円	法及び条例の 規定による金額	平成29年 1月31日	平成29年 3月2日
市県民税 平成29年度第1期		19,300円	19,300円	法及び条例の 規定による金額	平成29年 6月30日	平成29年 7月28日
市県民税 平成29年度第2期		19,000円	19,000円	法及び条例の 規定による金額	平成29年 8月31日	平成29年 9月29日
市県民税 平成29年度第3期		19,000円	19,000円	法及び条例の 規定による金額	平成29年 10月31日	平成29年 11月30日
市県民税 平成29年度第4期		19,000円	19,000円	法及び条例の 規定による金額	平成30年 1月31日	平成30年 3月2日

市県民税 平成30年度第1期	<input type="text"/>	19,900円	19,900円	法及び条例の 規定による金額	平成30年 7月2日	平成30年 8月1日
市県民税 平成30年度第2期	<input type="text"/>	19,000円	19,000円	法及び条例の 規定による金額	平成30年 8月31日	平成30年 9月28日
市県民税 平成30年度第3期	<input type="text"/>	19,000円	19,000円	法及び条例の 規定による金額	平成30年 10月31日	平成30年 11月30日
市県民税 平成30年度第4期	<input type="text"/>	19,000円	19,000円	法及び条例の 規定による金額	平成31年 1月31日	平成31年 3月1日
市県民税 平成31年度第1期	<input type="text"/>	7,000円	7,000円	法及び条例の 規定による金額	令和元年 7月1日	令和元年 7月31日
市県民税 平成31年度第2期	<input type="text"/>	4,000円	4,000円	法及び条例の 規定による金額	令和元年 9月2日	令和元年 10月2日
市県民税 平成31年度第3期	<input type="text"/>	4,000円	4,000円	法及び条例の 規定による金額	令和元年 10月31日	令和元年 11月29日
市県民税 平成31年度第4期	<input type="text"/>	4,000円	4,000円	法及び条例の 規定による金額	令和2年 1月31日	令和2年 2月28日